無縁墳墓等改葬公告

西念寺墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十三年五月十一日

一　墳墓等所在地　広島県大竹市小方二丁目一〇番二号

一　墳墓等の名称　西念寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　広島県大竹市小方二丁目一〇番二号　西念寺　正木耕太郎

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一一二号　平成四年九月二十五日

㈡　商号　株式会社トラスト

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社トラスト　東京都千代田区神田小川町三丁目三番二号　代表取締役　守屋　英二

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　株式会社トラスト本社営業所　東京都千代田区神田小川町三丁目三番二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年十月十五日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年四月二日

四、当協会に預託した保証金等の額　二百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び二百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年五月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　大阪府知事登録旅行業第三一二五〇八号

㈢　商号　株式会社ヰー・オートラベル

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ヰー・オートラベル　和泉市のぞみ野三丁目七七八―一〇〇アポロビル二階　代表取締役　西口　靖之

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　和泉市のぞみ野三丁目七七八―一〇〇アポロビル二階

㈥　旅行業登録年月日　平成二十一年六月八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年四月二十日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年五月十一日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年５月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社マイ・ツーリスト　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―230号　④株式会社マイ・ツーリスト　宮城県大崎市古川西館三丁目１番30号　代表取締役　佐藤政志　⑤株式会社マイ・ツーリスト　宮城県大崎市古川西館三丁目１番30号　⑥平成８年３月28日　⑧平成23年４月14日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県大崎市古川西館三丁目１番30号　株式会社マイ・ツーリスト　代表取締役　佐藤政志

B　①有限会社平沼ツーリスト・サービス　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―466号　④有限会社平沼ツーリスト・サービス　埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻4155番地２　代表取締役　平沼恵津子　⑤本社営業所　埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻4155番地２　⑥昭和62年１月13日　⑧平成11年１月12日　⑩250万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻4155番地２　有限会社平沼ツーリスト・サービス　清算人　平沼恵津子

B　①株式会社スターツアー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3948号　④株式会社スターツアー　東京都府中市晴見町三丁目10番地の２　代表取締役　小口洋正　⑤本社営業所　東京都府中市晴見町三丁目10番地の２　⑥平成８年７月１日　⑧平成23年４月６日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都府中市晴見町三丁目10番地の２　株式会社スターツアー　代表取締役　小口洋正

B　①那珂川観光　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―523号　④那珂川観光　福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目２番13号　⑤本社営業所　福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目２番13号　⑥平成12年４月25日　⑧平成23年３月22日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目２番13号　那珂川観光